

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、地方税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

岐阜県 垂井町

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、課税に必要な調査及び賦課徴収を行っている。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>個人住民税</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条)</p> <p>②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3 等)</p> <p>③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)</p> <p>④そのほか垂井町税条例に規定された業務および機関に対する所得情報の提供及び移転。</p> <p>固定資産税</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条)</p> <p>②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条 等)</p> <p>③価格に関する審査の申出(地方税法第432条)</p> <p>④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条 等)</p> <p>⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条 等)</p> <p>軽自動車税</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税法第442条の2、第445条)</p> <p>②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条)</p> <p>③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。</p> <p>④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第454条)</p> <p>⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。</p> <p>⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)、確定申告支援システム、電子ファイリングシステム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名・納付システム、収納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、滞納管理システム、コンビニ交付システム、EUCシステム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、資産情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法 第19条第8号</p> <p>(2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法 第19条第8号</p> <p>(2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </small>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </small>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </small>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、eラーニングによる教育研修を実施している。各研修においては、総務課にて受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月21日	I 関連情報 5②所属長	課長 中嶋 努	課長	事前	様式の変更に伴う修正
平成30年12月27日	IV リスク対策 1~9		様式の変更に伴いまとめて追記した。	事前	様式の変更に伴う追記
令和1年9月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和1年9月17日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和3年8月2日	I 関連情報 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第8号及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	事前	番号法の改正に伴う修正 (令和3年9月1日施行)
令和3年8月2日	II しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	2019/3/1	2021/7/1	事後	
令和3年8月2日	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	2019/3/1	2021/7/1	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 1③システムの名称	個人住民税システム、国税連携システム(eLTAX)、審 査システム(eLTAX)、確定申告支援システム、電子ファ イリングシステム、固定資産税システム、軽自動車税シ ステム、宛名・納付システム、収納管理システム、中間 サーバー、団体内統合宛名システム	個人住民税システム、国税連携システム(eLTAX)、審 査システム(eLTAX)、確定申告支援システム、電子ファ イリングシステム、固定資産税システム、軽自動車税シ ステム、宛名・納付システム、収納管理システム、中間 サーバー、団体内統合宛名システム、滞納管理シス テム、コンビニ交付システム	事後	滞納管理システム、コンビニ 交付システムの導入に伴う変 更
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	2021/7/1	2024/3/1	事後	
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	2021/7/1	2024/3/1	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	個人住民税システム、国税連携システム(eLTAX)、審 査システム(eLTAX)、確定申告支援システム、電子ファ イリングシステム、固定資産税システム、軽自動車税シ ステム、宛名・納付システム、収納管理システム、中間 サーバー、団体内統合宛名システム、滞納管理シス テム、コンビニ交付システム	個人住民税システム、国税連携システム(eLTAX)、審 査システム(eLTAX)、確定申告支援システム、電子ファ イリングシステム、固定資産税システム、軽自動車税シ ステム、宛名・納付システム、収納管理システム、中間 サーバー、団体内統合宛名システム、滞納管理シス テム、コンビニ交付システム、EUCシステム、個人 住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理	事前	標準準拠システム移行及び個 人住民税申告ポータル、マイ ナポータル申請管理の導入に 伴う変更
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条及び同法別表第一 第16項	番号法第9条及び別表24の項	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」が含まれる項(27の項)	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	IIしきい値判断 1. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	IIしきい値判断 2. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規項目	十分である	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 判断の根拠	新規項目	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】	新規項目	十分である	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 判断の根拠	新規項目	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、eラーニングによる教育研修を実施している。各研修においては、総務課にて受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分にやっている」と考えられる。	事後	